

## 概要

平成24年9月3日(月)、午前中に熊本から霞ヶ関に移動し、午後、環境省を訪問した。例年、厚生労働省も訪問しているが、今年は、準備の都合で、環境省のみとなった。当日は、合同庁舎5号館の環境省第2会議室にて、以下の内容について、それぞれ担当者の方から説明を受け、質疑応答した。

- ・ 東日本大震災からの復興に関して環境省の取組
- ・ 環境に配慮した次世代型まちづくりについて
- ・ 環境基本計画
- ・ 化審法
- ・ 水銀条約制定に向けた対応
- ・ エコチル調査

このポスターでは、特に興味を持った事項についてまとめた。



合同庁舎入口にて

## ◆環境省のミッション

人の命・健康や人間活動の基盤となる環境を将来にわたって守ること。  
また、それを追求することが我が国の経済活性化や雇用にも結びつく社会づくりも視野に一。

## 環境政策の視点



## 環境省が立ち向かっている主な課題

- ・ 気候変動対策（地球温暖化対策）
- ・ 生物多様性保全
- ・ 廃棄物・リサイクル対策
- ・ 公害問題対策

## 環境省ならではの働き方

- ①若いうちから期待され、責任ある仕事ができる
- ②あるべき未来から今やるべきことを導く
- ③あらゆる分野で、様々な関係者と共同して変革を実現

## ◆環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

平成24年4月27日に、1年に及ぶ見直しを経て、第四次となる環境基本計画を閣議決定。

## 第四次環境基本計画のポイント

1. 持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成する。
2. 「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置づけて取組を進める。
3. 東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策に取り組む。

### - 目指すべき持続可能な社会の姿 -

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成される社会

### - 今後の環境政策の展開の方向 -

- ① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- ② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
- ③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

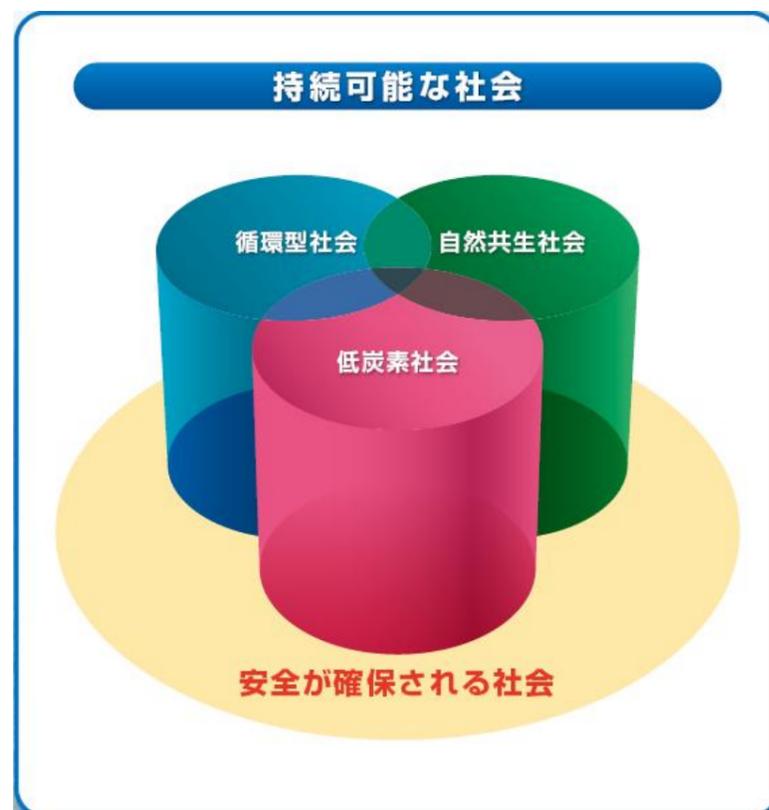
### - 9つの優先的に取り組む重点分野 -

#### 横断分野

1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

#### 個別分野

4. 地球温暖化に関する取組
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
7. 水環境保全に関する取組
8. 大気環境保全に関する取組
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組



## ◆水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会の動向

### 国際的な水銀管理に関する活動の経緯

2001年：国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始

2002年：人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表(世界水銀アセスメント)

- ・水銀は様々な排出源から様々な形態で環境に排出され、分解されず、全世界を循環。メチル水銀は生物に蓄積されやすい。
- ・人への毒性が強く、特に発達途上(胎児、新生児、小児)の神経系に有毒。食物連鎖により野生生物へも影響。

2009年：第25回UNEP管理理事会(GC25)における合意

- ・水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定する。
- ・そのための政府間交渉委員会(INC：Intergovernmental Negotiating Committee)を設置。

2010年6月7-11日：INC1：意見陳述

2011年1月24-28日：INC2：条文骨子案を議論

2011年10月31-11月4日：

INC3：条文案を議論

2012年6月27日-7月2日：

INC4：修正条文案を議論

2013年1月(予定)：

INC5：条約案の合意を目指す

2013年後半(予定)：

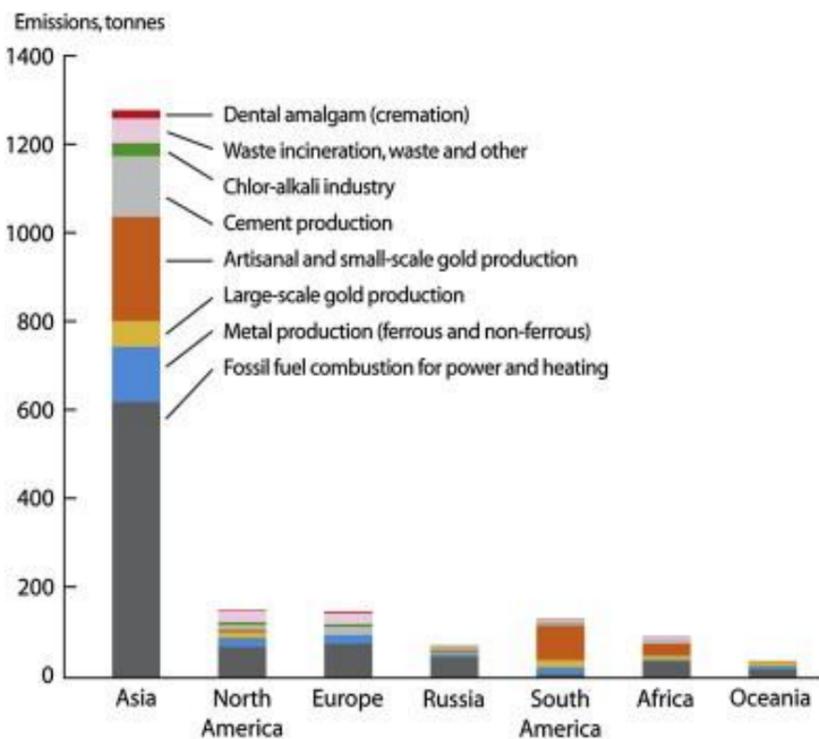
外交会議：条約の採択及び署名

## INC3で示された条約案文の主な内容

A.前文	
B.序論	目的、定義
C.供給	水銀の供給源
D.水銀の国際貿易	締約国・非締約国との水銀又は水銀化合物の国際貿易
E.製品とプロセス	水銀添加製品、水銀が使用されている製造プロセス、使用が許容される例外
F.人力小規模金採掘	人力小規模金採掘(ASGM)
G.放出および排出	大気への排出、水及び土壌への放出
H.廃棄物等	環境上適正な保管、水銀廃棄物、汚染サイト
I.資金支援等	資金源及びメカニズム、技術支援、実施委員会
J.普及啓発、研究等	情報交換、公衆の情報・注意喚起と教育、研究・開発とモニタリング、健康的側面、実施計画、報告、有効性の評価

アジア地域の排出量が多く、かつ増加傾向。特に**中国、インド**の排出量を抑えることがポイント。

## 世界における水銀の排出状況



## 我が国の条約交渉に向けた対応・取組

### ▶我が国の基本的スタンス

- ・水俣病経験国として、条約制定に積極的に貢献。条約の採択・署名のために2013年後半に開催予定の外交会議を招致し、「**水俣条約**」と名付けたい。
- ・世界各国において水銀対策の強化を進めるべき
- ・途上国を含め、できる限り多くの国が参加可能な国際的な枠組みの構築を目指す。
- ・製品・生産プロセス中の水銀使用や貿易を制限し、可能な場合は廃絶。
- ・利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行(BAT/BEP)により環境への排出を削減。

### ▶我が国のこれまでの取組

- ①水俣病の教訓と水銀対策に関する知見を世界で共有。
- ②技術普及のためのUNEP水銀パートナーシップ事業のうち廃棄物分野をリード。
- ③アジア太平洋地域コーディネーターとして、地域代表のビューロー(INC副議長：中国、ヨルダン)と協力し地域の議論を活性化。

### ▶我が国の今後の取組

- ・条約の条文に盛り込むべき内容を十分に検討し、国際交渉に貢献。
- ・水銀の回収、長期保管、処分の仕組み等(技術、場所、費用負担等)について十分に検討し、併せて輸出問題も検討。
- ・その他、条約の内容によっては追加的な措置が必要になる可能性があることから、今後のINCの議論を踏まえつつ、国内対応について検討。
- ・引き続き、水俣病の教訓と水銀対策に関する知見を発信。
- ・外交会議(平成25年後半開催予定)の準備のための検討。

身近にある水銀について知ってもらうために、熊本県が発行している「水銀とのつきあい方」。

**「水俣条約」**の名称にふさわしい条約が最終的に我が国で採択できるよう、今後の交渉に積極的に貢献していきたい。



出典：熊本県庁ホームページ

# ◆東日本大震災からの復旧・復興に関して

## 現在の取組

### ▶がれきの処理

- ・平成26年3月までに宮城県と岩手県のがれき処理を終えることを目標に行っており、現在の達成率は約20%となっている。
- ・処理方法として、可燃物は仮設焼却炉、不燃物等は各自治体で処分を行う。また、他県で処分を行うためのマッチングを行っている。

### ▶除染

- ・方法として、水で高圧洗浄や、農作地を掘り返して埋めるなどが行われている。
- ・除染特別地域は非常に高い放射線濃度で汚染されているため、国の責任で行う。

## 東日本大震災への対応

災害廃棄物 被災ペット 環境モニタリング 節電 ボランティア活動(環境関連)

▶ 広域処理情報サイト

▶ がれき処理データサイト

## 放射性物質対策

放射性物質汚染対処特措法 除染 モニタリング

▶ 除染情報サイト

▶ 指定廃棄物処理情報サイト

出典:環境省ホームページより

環境省のトップページに東日本大震災に関する情報を扱うサイトが掲載されており、現在の進捗状況、用語等を詳しく知ることができる。

## 指定廃棄物

- ・指定廃棄物とは、放射線濃度が8000ベクレル/kgを超える、放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定する廃棄物であり、国が責任を持って処理することになっている。

### ・処分方法

**仮置き場**：中間貯蔵施設が決定するまで。



**中間貯蔵施設**：30年間保管。



**最終処分場**

中間貯蔵施設が見つからない場合、いつまで保管するのか分からない。

30年後に最終処分場が確約されているか分からない。

放射性物質を保管し続けることに不安

## 環境省から情報提供

### 環境省ホームページ

- ・東日本大震災に関連する情報提供サイト
- ・細野環境大臣からみなさまへのお手紙

### その他

- ・環境省YouTube
- ・政府広報ネット

等

これらの不安をなくすために

指定廃棄物の処分が難航

## 大臣からみなさまへのお手紙



いいね! 252

ツイート 3

RSS

テキスト版はこちら

みなさまへのお手紙①

# 国民のみなさまへ。

こんにちは。環境大臣の細野豪志です。

私は、いままでの環境省は、みなさまとのコミュニケーションのやり方や情報の出し方が十分ではなかったと反省しています。

東日本大震災で発生したがれきの処理や、福島県を中心とする除染の問題など、子どもたちや孫たちが安心して暮らせる環境を、一日も早く取り戻すのが私たち環境省の使命です。

ですが、私は、みなさまにご安心いただけるための情報をわかりやすくお伝えし、ご説明をするという姿勢が足りていなかったと感じています。それが政府不信につながり、復興を願うみなさまにいらぬ疑念を抱かせてしまったこと、深く反省を致しております。本当に申し訳ありませんでした。

今後はやり方を変えていきます。いま起こっている問題や、私たちが考えていることや実際の活動などを、データをお示しながら、わかりやすくご説明させていただきたいと思っています。

出典:環境省ホームページ「大臣からみなさまへのお手紙」

YouTube video player showing a video titled "(1/5)津波災害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて". The video is from the channel "kankyosho" and has 399 views. The thumbnail shows a group of people looking confused with question marks above their heads, and text asking "災害廃棄物? それって安全?".

指定廃棄物処理情報サイト (Designated Waste Treatment Information Site). The website provides information about the treatment of designated waste resulting from the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident. It features a navigation menu with links for "Q1. 指定廃棄物とは何か", "Q2. 課題は何か", "Q3. 安全なのか", and "Q4. どうするのか". The main content area contains four Q&A sections with detailed information and links to further resources.

## 復興までに10年を目標

マイナス      ゼロ      ゼロ      イチ  
**- から 0 へ、 0 から 1 へ**      復旧から復興へ

## まとめ

今回の研修では、環境省の役割、そして課題について学ぶことができた。東日本大震災発生から1年以上経過した現在、まだまだ多くの問題が残されている。がれきや放射性廃棄物の処理は、被災した福島・宮城・岩手だけでなく、日本全体の協力がなければ解決できない問題となっている。しかし、現状では国民の理解が得られず、滞っている一面もあり、今後は必要な情報をどう伝え、支持を得ていくかが重要な点であると考えられる。そして、復旧から復興へと進むと、被災地の新たな街づくりが始まり、次世代型の街として、全国のモデルとなると期待が寄せられている。また、今年度の4月から施行された第4次環境基本計画では、この震災を受けて、第一に安全が確保されることを前提として、持続可能な社会を形成するということが盛り込まれている。国民の視点が安全であるということに強く向けられている現在、薬学人として医療における安全、そして環境における安全をより重視していく必要があると考えられる。

## 感想

今回の研修で、日本の中核の一部を実際に見れたことは大きな経験となりました。環境省では震災への対応や、化学物質の管理、世界の流れに沿った環境保全など多岐に渡る取組が行われていました。また、今回、印象に残った言葉が二つありました。一つ目は、「人の命・健康や人間活動の基盤となる環境を将来にわたって守ること。」という環境省のミッションです。環境省と聞くと環境保全を主として自然保護が第一という印象を持っていました。しかし、その根源にはやはり人の命、健康があって、医療人としての考え方に通じるものがあり、環境省にも薬学出身者が増えてほしいと一層強く思うようになりました。二つ目は、「将来的に環境省はなくなるべきものだ。」という言葉です。人々の意識の中に環境保全という考えが根付いて行動するようになれば、いつまでも国が管理する問題ではなくなるという考え方は今まで想像もつかなかったので、大変驚きました。確かに、国が政策として取り組まなくても、一人一人が意識して行動すれば、解決する問題もあると思います。そうなるためにはまだ時間がかかりそうですが、今後は自ら示せるようになりたいと思いました。今回は、とてもお忙しい中、時間を割いていただいた環境省の方々、白崎先生、本当にありがとうございました。(J.N)